

保護者各位

保育園での与薬について

厚生労働省の指導により、保育園での与薬は原則として行うことができません。しかし、やむを得ず予約が必要な場合は、保護者のみなさんから「与薬依頼書」を提出いただき、保育園で与薬を行います。依頼にあたり、お子さんの安全を図るため、下記の注意事項を必ずお守りください。

記

①	原則として保育園での与薬は控えさせていただきたいので、できましたら医療機関に相談して、1日2回（朝・夕）の与薬にしてもらってください。
②	どうしても昼食前後等に服用しなくてはならない場合は、その旨を「与薬依頼書」に記入し、登園した時に薬と一緒に担任に提出してください。（担任または受け入れの先生に一声かけてください。）
③	薬には必ずフルネームで記入し、1回分のみ提出してください。
④	「与薬依頼書」どおりの与薬における事故については、園では責任を負いかねますのでご了承ください。
⑤	下記のような場合は、与薬できません。 ・市販の薬を持ってきた場合（医師の処方によらない場合） ・与薬依頼書がない場合、または記入漏れがあった場合 ・与薬依頼書の記入と薬の数が合わなかった場合 ・薬の容器、袋等に名前の記入が無かった場合
⑥	保育園では、間違いのないよう細心の注意を図りお子さんに与薬します。近頃、アレルギー体質のお子さんも増え、体質によっては誤与薬が命取りになる場合も考えられます。大きな与薬事故を未然に防ぐためにもその点はお含みいただき、与薬を依頼される場合は、保護者の皆様にも最新の注意をはかっていただくようお願いいたします。